

第十三回国会 厚生委員会 議 録 第十八号

昭和二十七年四月一日(火曜日)
午後二時四十一分開議

出席委員

委員長 大石 武一君
理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
理事吉 四郎君 理事金子與重郎君
理事岡 良一君
新井 京太君 高橋 等君
堀川 恭平君 松井 豊吉君
堤 ツルヨ君 菊田アサノ君
青野 武一君 寺崎 覺君

出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
引揚援護庁次長 田辺 繁雄君
委員外の出席者 議員 奥村又十郎君

大蔵事務官(理 財局国庫課長) 吉田 信邦君
国民金融 最上 孝敬君
公庫理事 專門員 川井 章知君
專門員 引地亮太郎君
專門員 山本 正世君

三月二十九日

委員新井京太郎君辞任につきその補欠として守島伍郎君が議長の名で委員に選任された。

三月三十一日

委員田中元君及び福田昌子君辞任につき、その補欠として新井京太郎君及び青野武一君が議長の名で委員に選任された。

四月一日
委員根本龍太郎君辞任につきその補

欠として小玉治行君が議長の名で委員に選任された。

三月二十八日

国立病院等の地方移管反対に関する請願(中野武雄君紹介)(第一七五号)

国立大分病院存置の請願(村上勇君外一名紹介)(第一七五二号)

結核患者の附添婦制限反対に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第一七七四号)

理容師美容師法存続に関する請願(關谷勝利君紹介)(第一七七五号)

国立療養所における給食費増額の請願(青柳一郎君紹介)(第一七八〇号)

同(高橋等君紹介)(第一七八一号)

生活保護法による生活扶助料引上げに関する請願(松谷天光君紹介)(第一七八二号)

同(金子與重郎君紹介)(第一七八三号)

同(堀川恭平君紹介)(第一七八四号)

同(丸山直友君紹介)(第一七八五号)

生活保護法による生活扶助料引上げ等に関する請願(岡良一君紹介)(第一七八六号)

国立横浜病院存置の請願(菊田アサノ君紹介)(第一七八七号)

未復員特別患者の医療給付に関する請願(内藤友明君紹介)(第一八八五号)

国立病院の地方移管反対に関する請願(西村直己君紹介)(第一八八六号)

同外一件(岡西明貞君紹介)(第一八一七号)

国立川棚病院存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一八一八号)

国立豊橋病院存置の請願(福井勇君紹介)(第一八一九号)

未帰還者留守家族の国家補償強化に関する請願(樋貝詮三君紹介)(第一八二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

厚生省事務局存置に関する陳情書(北海道薬剤師協会会長大西晋雄外三名)(第一〇七六号)

同(富山県家庭薬協同組合連合会会長広瀬重造)(第一〇七七号)

同(熊本県製薬協合理事長上野長治)(第一〇七八号)

療術師法制定反対に関する陳情書(長野県下伊那郡身体障害者福祉協会会長長直卓雄外一名)(第一〇七九号)

国立札幌病院の新築完成促進に関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第一〇八〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法案(内閣提出第六六号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし、質疑を順次許可いたします。

なお、質疑に入ります前に、委員の皆様にご了解を願つておきたいと存じます。本法案の審査にあたりましては、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員その他の議員の方々の初め、本案に深い関心を持つておられる方が多く、今後の委員会におきましても、そういう方より発言を申し込まれる機会が多いと存じますので、その都度、委員長において発言を許可いたしますと存じます。そのように決するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認め、以上のことにつきましては委員長において適當にとりかはります。

次は、この援護法案の第二章第二節を審議いたします。丸山君。

の改正によりまして、家というものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○丸山委員 さようにいたしますると、大体の考え方は、恩給法に合せるというところの考え方が前提になつておるわけですが、そういういたしますと、この二十五条にいう「夫についてはこういふふうである、子についてはこういふふうである」といふような条件が並べてございまして、二の「子については、十八才未満であつて」といふふうには、十八才未満です。恩給法では二十才未満といふふうになつておると思ひますが、恩給法と合せるという意味におきまして、十八才といふことのわくをきめたということ、なぜ恩給法が二十才であるのに、ここで十八才になつなければならなかつたかということをお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 従来の恩給法によりまして、同一の戸籍内にあつた者といふことが、一つの要件になつておつたわけでございます。現在民法

の改正によりまして、家といふものがなくなりまして、これに該当する考え方いたしました。これに該当する考え方というものが同一世帯に属する生計とすることが同一世帯に属する生計とすることを意味するものでございまして、そういう条件をつけることが適當であると考えましたこと、それからこの遺族年金を受ける遺族につきましては、もし戦没しました者が生きておりましたならば、その者に對する生計を助けたであらうということを、一つの前提とする必要がございます。つまり、その人が戦没いたされたことによりまして、生計が困難になつたというふうに認められることが要件であらうと考えられますので、その一般的な場合であると考えられる場合をここに限定をいたしまして、この条文をつけたのでございます。

○木村(忠)政府委員 これは最近におきまして一般の年金等の場合におきまして、生活能力の点におきまして、収入が得られるか得られないかというものの基準をいたしまして、十八才という数字を使っている例が非常に多くなつて来ております。大体そういうふうになつて参つておりますので、この場合にも、その例をとつたものでござい

○丸山委員 二十四条の場合には恩給法の精神をとつた、二十五条の場合には恩給法ではそうなつていないけれども、ほかがそうなつていないというように、何か特に制限を強くしようという考えられたんじゃないかというふうにお考えられるのですが、そういうふうなお考え方はなかつたのですか。

○木村(忠)政府委員 必ずしもそういう趣旨ではないのであります。二十四条に言つております生計維持、生計をともしにしているというの、大体最近におきまして遺族の年金等を給付いたします場合の条件といたしましては、こういう条件をつけるのが例になつておりますし、そういうような最近の一般の例によるということでありまして、特に悪くするということはないのであります。もつていたしたのではないのであります。

○丸山委員 これは父母についても同様だと思ひますが、恩給法においては、年齢の制限はないはずであります。ここでは六十才以上である、あるいは不具廃疾であつて生活資料を得ることができないという条件がついてゐるのであるが、この父母の年齢制限を撤廃することが、むしろ私ども

としては適當ではないかというふうにお考へてゐるのであります。その点について、御意見をお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 その点は、御趣旨まことにございまして、さういふ趣旨を、もしも予算の方が許さなければならぬ、その点はさういふ趣旨を、御承知の通り、つたのでございまして、御承知の通り、現在六十才未満の父母と、六十才以上の父母とが、大体同数ぐらゐおられます。従ひまして、その数字が非常に多いために、この辺でもつて財政上の面より切らざるを得なかつたという点を、御了承願ひたいと思ひます。

と存じますが、これにつきましては、民法そのものがさういふ原則をとつておられますので、さういふような関係からいたしますと、やはりさういふ形をとらざるを得ないのではなからうか、かように考へております。

○丸山委員 やはり三十一條に、遺族年金を受ける権利の消滅、失格条件が書いてあります。これはさつき一時金の場合においても私から申し上げましたと同様な趣旨で、やはり三年を越える刑でありまして、その刑期が終了した場合においては復活するという点の方が、適當であると考えられます。これはさつき一時金のときに申し上げましたのと同様でございまして、それから三十二條の併給を禁止する条項であります。これは先ほど来言われまして通り、恩給法の趣旨が大分取入れられておるわけですが、また将来この法律は、恩給法の復活ということをする前提として一応考へられてゐるので、恩給法に合せるということも必要であるかと思はれる点もあるものであります。恩給法においては、たしかに二つ以上の年金を受ける権利がありますれば、これを併給することになつてゐると思ひましたが、いかがでありますか。

○木村(忠)政府委員 この点も、確かに今おつしやつた通りに、恩給法におきましては、両方あります場合は、両方併給して行けるということに相なつてゐると思ひます。

○丸山委員 従つてこれは将来の問題として、この法律が恩給法に移行する場合に、なるべく恩給法に合せたいという趣旨から考へると、どうもさつき失格条件は、恩給法との間の調節

がむずかしい。これは、やる方の場合は恩給法と合はなくてもいいのだというところは、どうも私もこの割切れないのであります。この割切れない面に対してあなたはどう考へておりますか。

○木村(忠)政府委員 この点に關しましては、いろいろ御意見があるかと思ひますが、現在のこの遺族援護法の建前といたしまして、生活に対する援護の点がある程度考へておられますので、その点からいたしますれば、わずかな金額をかける場合に、なるべく公平にわけたいというところから、さういふやうなぐあいになつてゐるわけでありまして、これにつきましては、いろいろ議論の点があります。全体といたしまして、恩給程度に達しないというやうな状況でござい

○丸山委員 それから遺族の一時金でございまして、一時金を交付いたしました場合に、これは総括質問のときにもうすでに数回質問が繰返されてゐることですから、再び申し上げるのもどうかと思ひますけれども、逐条審議でございまして、もう一度あらためて申し上げておきたいことは、遺族一時金というものを公債でもらつた場合に、實際困つてゐる人は、これを現金にかへたいという必要が、かなり起つて来るのではないかとと思ひます。その場合に、買上げ償還であるいは十年のものを五年間にするといふ御答弁は承つておりますけれども、恩給金庫といふやうな形のもの、遺族の一時金の金庫のやうなものを別につくつて、金

融の道を講ずるというやうなことに對して、何らかの御計画があるか、その御趣意があるかどうか承りたい。

○木村(忠)政府委員 これにつきましては、われわれもいたしましては、できるだけさういふ必要がありま

つきましての金融的措置について、遺憾のないやうにいたしたいと考へておるのであります。国民金融公庫につきましましては、その方の資金の關係、あるいはこれをどういふふうにするかという關係もございまして、これにつきましましては、今後關係方面に折衝いたすやうにいたしたいと思つております。なお地方の都道府県当局につきましては、それ、特別な者に對して、これに對しては資金の融通をするといふ計画もあるやうに聞いております。これらにつきましましては、またわれわれとしまして、できるだけその方面も勧めますし、またそれに対して必要の便宜も供するやうに努力いたしたい、かやうに考へております。

○丸山委員 質問が前後いたしました。はなはだ失礼でございまして、また二十五条の方へもどりまして、二十五条の子についての年齢制限、父母についての年齢制限、孫等の年齢制限があります。この年齢の制限は、この法律が効力を発生するその日のその状態で支給せられる、さういふふうな意味なのでございまして、さういふいはその執行中、中途で十八才未満の者が、言いかへますと、十八才未満の者がその一年の年度内において十八才を越えたという場合には効力がなくなる、年度内において父母が六十才といふ年齢に達した場合には、その時か

融の道を講ずるというやうなことに對して、何らかの御計画があるか、その御趣意があるかどうか承りたい。

○木村(忠)政府委員 これにつきましては、われわれもいたしましては、できるだけさういふ必要がありま

ら効力を発生するというふうに、月割計算でおやりになる意向であるか、あるいは支給の時期等は別に決定することになつておりますが、その時期ごとにこれを變更せられる御意思であるか、あるいは前払い制度をやる御意思であるか、その辺についての調節及びやり方についての具體的な御所見を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 これにつきましては、大体その資格要件を得ました月、失つた月、その月までの間のものを支払うということに、今のところ考へておるわけでありませう。またこの支払につきましては、その権利を完全に取り得た直後にこれを支払うようにするというのが、現在の一応の考へ方でございます。

○丸山委員 権利を取得した直後に払うといふことは、これは大体年に何回ぐらいにわけて交付せられる今の御予定でありますか。

○木村(忠)政府委員 現在の恩給法におきましては、四回ということになつておると思ひます。これを四回にした方がよいか、二回にした方がよいかという点につきましては、いろいろ問題があると思ひます。あとから払うと申しますか、その権利が完全にでき上つて後に払うといふことは、回数が多い方が、割合に早く権利者の手に入るということになりますし、また金額の問題もございまして、金額がきつめて少いという現在の事情も考慮しなければならぬので、まあ四回あるいは二回というところが、現在のところ適当なものはなからうかと考へております。ただいまのところは、一応二回ということが適当ではないかと思つてお

ります。

○丸山委員 少しくどくなりますが、もし二回と仮定いたしますと、一回払つてしまつた、その時はまだ十八才未満であつた、もう一回、その次の支払の時期までの間に十八才を越えるというやうなことが起つた場合には、その人が効力がなくなる、満十八才になつたそのとたんに払われるのか。あるいは効力がなくなつた十八才を越えたけれども、しばらくその次の支払の時期まで待つて、その月割で払われるのか。六十才以上の場合は、また逆になると思ひますが、その辺の操作をひとつ伺いたい。

○木村(忠)政府委員 一応の建前としては、支払うべき、やはりその次の支払の時期に支払われるということになるわけでありませう。

○丸山委員 一時金でございますが、一時金を支払われる遺族の範囲は、三十五歳に規定してあるわけでありませうが、この中で兄弟姉妹といふものが入つておるわけですか。この前の日華事変、満洲事変等の遺族の給付等においては、兄弟姉妹が入つております。今度はそれが落ちております。一時金といふものの性格は、大体これは死亡せられたといふ事実に対する弔慰の意味をもつて出される金であらうと思ひます。援護といふやうな意味でなく、弔慰金といふやうな意味が強いものであると考へられるのであります。国家が弔慰の意を表するときに、ただいまの定められた妻、子、あるいは夫、孫、父、母、これ以外に兄弟、あるいは場合により姉妹がその生計を維持する主体であつて、そしてその人がなくなつた人の祭祀を営んでお

る。こういうやうな場合には、当然弔慰という意味を持つておる一時金でございませうから、該当事者がいからやらないといふこととなく、たとい兄弟姉妹でありましても、その祭祀を営んでおる者には与えるといふことの方が、弔慰金といふやうな意味を持つておるということから言つて、非常に合理的であると思へる。これが除かれておるといふことは、私ども非常に不都合じやないかという考へを持つておりますが、その点についての御意見を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 この遺族一時金の性質につきましては、弔慰の性質もございませうが、援護の性質も含んでいふやうな性質をもちまして、一応予算的な措置を講じてあります。範囲内において、その当時考へておりました数の範囲におきましては、この程度にまでしか及ぶまいといふふうに一応考へて、このやうな規定にいたしましたわけでありませう。

○丸山委員 予算の範囲というお話を今承つたのですが、一時金は利子で計上してあります。公債の発行総額で押えておられません。ところが実際のあれを調べてみると、またあなたの方から来ました資料を見まして、この利子の支払といふものに関しては、若干の余裕を置いているやうな、最初の予算額よりは、実際の支給においては余るというやうな計算をやつておるやうです。また実際のやつてみると、そういうやうなことが起るのじやないか。私がこの書類から拾ひました兄弟、姉妹の世帯数といふのは、九万四千二百七十世帯になつております。緑風会では一万六千世帯のやうに計算しておる。これは食い違ひが生じておる。いづれが正しいかわかりませんが、あなたの方の一応出された資料を信頼いたしまして、兄弟、姉妹の世帯数は九万四千二百七十と押えましても、これに一時金と公債で支給いたしました総額が四十七億一千三百五十万円になるやうに思ひます。そうしますと、この利子を六分といたしますと、大体二億八千二百八十一万円の数になる。予算に比べて、三億三百九十三万四千円、の剰余が生ずるやうな計算になつておりますので、この兄弟、姉妹にこれを与へましても、予算面から言つて、何も予算に納められてやれないのだというやうな御答弁は、必ずしも当らぬじやないかと考へられます。この点を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 この法律を立案いたしました、これができ上りました當時におきましては、兄弟、姉妹の世帯数といふものが、明らかになつていなかったものであります。その後戦没者の数と、それからここに書いてありますところの遺族のあります世帯の数とを比較いたしますと、相当大きな開きがございます。その中でどの程度が兄弟姉妹の属する世帯でありますかと、これを明らかにできなかったため、これを入れた場合には、はたしてこの予算の範囲内で済むかどうかといふ点につきましては、若干疑問があつたのであります。ただいま御指摘になりましたやうに、現在われわれが持つておりますその後調査いたしました数字によりますれば、一応兄弟姉妹の世帯まで入れましても、何とかなるというやうに考へております。

○大石委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○大石委員長 速記を始め。

岡良一君。

○岡(良)委員 国民金融公庫の方が来ておられますので、二、三お尋ねをしたいと思ひます。

遺族に対する国家補償と申しまじやうか、一時金なり、あるいは年金等を支給いたしましたけれども、やはり生活に自立性を与えるという意味から、自活のための具體的な職業に立たしめるという措置が、何と申しましても一番大切なことだと思ひますので、遺族に対する生業資金を供与するということとは、この法案の運営の万全を期する意味においても、何らか責任ある政府の御措置をお願いしたいと思ひまして、先般予算委員会においても、大蔵大臣に對して、今度金融公庫の方へ政府から三十億の出資をいたされまますが、その中で、遺族の生業資金あるいは戦傷病者のための生業資金、こういうものをその出資金のわくの中においてでも、しかるべく設定をしてもらいたいといふことについての政府の考へをたし、またしたところ、何らか適當な方法で講じたいと思ひますが、金融公庫の理事者と相談した上で、たとえば何十パーセントを設定するかと、いふ点はきめたのであります。従ひまして、この法律案もいよいよ審議が進んでおりますので、この法律案の運営上、密接不可分な生業資金の供与について、今度の政府出資三十億の中で、何十パーセントを遺族あるいは戦傷病者の生業資金と

して振り向けられるように、あなたの方で御相談ができたかどうかという点をまずお伺いいたします。

○最上説明員 いただいた御質問の通り、私どもにおきましては、大蔵省の当局の方々と、いろいろお話し合いをしておるのでございますが、ただいままでのところ、まだそのどれだけのわくをきめて設定するかというようなことにつきましても、はつきりした結論が出ておりません。その事情をちよつと御説明申し上げたいと思います。

それは今回三十億という増資をいただくことになりました。そのほかに預金部資金二十億を借り入れ得るようになっております。全体で五十億という資金がふえて参るわけでありまして。このほかに、従来の貸付金の回収取立が、これが約六十六億ほど見込まれておりまして、全体で百十六億、私どもといたしましてはこれまでにない大きな資金を利用できることになったわけでございます。ところが、一方需要の方が非常にふえて参りました。それは昨年度中に支所を十箇所増設することになりました。また本年度に入りまして、十箇所所設けました。従来、大都会ないしそれに準ずるような都会地だけしか十分な貸付ができませんでしたのに、今度広く各都道府県に一つの中心地を置いてお貸付をしよう、そのほかに、さらに辺鄙な土地におきましても、代理所を利用して、従来あまり資金をおまわしませんでしたのを、今度は、十分とは参りませんが、よほど円滑におまわししようと考えておりますので、そういう点から申しまして、この百十六億というふうな資金も、実はこの要求に對しましては、は

なはだ心細いと思われる状態なのであります。今までのお申込み金額を考えたみましても、昨年の今ごろは、ちよつと十億そこ／＼の月のお申込みを受けておつたのであります。それがだんだん各地に店が行きわたつて、手広く仕事をいたすようになりまして、から、次第にふえまして、最近におきましては一箇月約三十億を下らないお申込みになっております。年間三百六十億というふうなお申込みになりました。これに對しまして百十六億と申しますと、実は三分の一にも足りない。

従来も大体その程度の率でお貸付をいたしておりました。足りない／＼といつて、お申込みの方が詰まつて参りまして、なか／＼その順番にまわらないというお声を方々で伺つて、非常に苦慮しておつたのでございます。今後、そういう事態はまだ改まりそうにもないわけでございます。その中から、さらにこの方面にあるわくをさくとなりますと、ごくわずかに限れば別でございましょうが、そういうふうなこともできませんで、相当のことを考えますと、これはなか／＼決断がつかないわけでございます。いろ／＼お話し合いをしておりますが、今のところ、現状のままでは、まだはつきりこれだけということは申し上げられない状態になっております。

○岡(夏)委員 今の御答弁を伺つて、私どもも実は非常に遺憾に思つておるわけなんです。これは、もうすでに二箇月有余前、二月五日の予算委員会の席上における大臣の言明であつたのであります。この間政府出資等についても、はつきり予算的措置も決定をしておりますので、何らか適當なわく

が、遺族の諸君の生業資金のために優先的に設定されることを期待しておつたのであります。また御相談がまともでないといふことでは、私どももこれに遺憾に思ひます。それはそれといたしまして、しかし遺族のために、あるいは戦傷病者のために、この援護法案等によつて年金なり一時金なりの給付を受けておる世帯が、ぜひとも生業資金を借り受けたいという場合には、わくは設けないまでも、そういう特殊なる事情にかんがみて、優先的に貸し付けるという措置を講ずるということ

はできないものでしょうか、その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○最上説明員 優先的といふことは、実はいろ／＼な方面から御要望がございまして、一方をお立てして、ほかの方を抑えるというわけには、なか／＼行かないものですから、これもまことに遺族の方々にはお気の毒に思ふのですが、今のところ、どうもそういうふうな措置をはつきり講じ得るという段階になつていないと、遺憾ながらお答え申し上げざるを得ない状態でございます。

活能力を与えるための最も大事な誇い水としての生業資金が必要になつて来るのは当然であつて、この点について、そういう事情を勘案せられるときには、金融公庫の窓口においても、地方の金融公庫の支所の方においても、何とかあなたの方で、こういう遺族たちの生業資金については、優先的に取扱うというふうなことに對しての御指示を出していただき、また理事者等においても、御研究の上で、そういうふうにとりかはらつていただくわけには行かないものでしょうか、もう一ぺんお伺いいたします。

○最上説明員 その点につきまして、なお今後ともいろ／＼各方面の御都合も伺ひまして、できる限りのことはしたいと思つております。たとえばお申込みになります際に、遠方へわざ／＼お出かけになるというふうなことで、非常に御不便であらうと思ひますので、そういうときに市町村の窓口を利用して、現在更生資金などについて、そういう方法をとつておるのであります。そういうふうなことはあるいはできるかと思つております。この点も、まだ実は具體的なことをはつきりお答え申し上げる城に達しておりませんので、はなはだ残念でございますが、この程度のことしか申し上げられませんが。

○岡(夏)委員 国民金融公庫のこれまでの貸付の方法では、原則としては、大抵担保はおとりになりませんが、保証人を立てて信用でお貸しになる事業計画等について十分御調査の上、大体において保証人の信用等を中心としてお貸しになるのですか。たとえば障害年金証書とか、遺族年金証書な

り、あるいは交付公債等は、将来国民金融公庫としては、これを担保物件としてお取扱いになつていただけるでしょうか。

○最上説明員 先ほどよく申し上げるのを忘れましたが、そういう点は何かしたいものかと思つて、実は考えておるのであります。今でも、公債は担保としてつてもいいということになつておりますが、もし担保としていただけるようになりますれば、それだけ調査などは簡単に行くことになりま

す。この点は、御利用になる方も、非常に好都合になるだらうと思ひます。ただ、担保としていただく前に、いろ／＼な問題がまだたくさんございまして。たとえば、いよ／＼その担保を一切処分せねばならないということになつたとき、さき／＼な処分の制限について、いろ／＼制限を緩和していただくようなことをお願いせねばならぬだらう、こう考えております。

○岡(夏)委員 担保物件として公債等をお受取りになつて、扱つていただくような場合には、たとえば、貸出しの額面はどういうところに限度を御えられますかという点と、さらに、昔は、恩給金庫は、恩給の証書を担保といたして貸付をいたしておりましたが、たしかあのときには七箇年間に受領し得る恩給金額を限度として貸付をしておつたと思ひます。この場合にも、やはり障害年金なり、また遺族年金等の証書を、担保物件としてお取上げになつていただくという点について、御考慮をお願いしたいので、この点の御構想を承りたいということと、またそういうふうにしていただけるものとすれば、これはあなたの個人の腹藏のない

御見解でもよろしいのでありますが、
一体何箇年ぐらゐのものを担保として
貸し付けていたか、それともどうか、
承つておきたいと思ひます。

○最上説明員 ただいまお話のよう
細目にわたりましては、実はまだ考
えておりません。私個人より考へてお
りましたのは、公債の場合だけを考へて
おつたわけでございまして、今の年金
のごときを現金化する点は、まだ考
えておりません。したが、今後研究いた
したいと思つております。

○岡(展)委員 これは将来大蔵委員会
等でも問題になる点であります。金
融公庫の方でも、大蔵当局等とも十分
お打合せをせられて、できるだけ早い
機会に、この対策については具体的
なものをおまとめ願ひたいと思ひます。
いすれまたあらためて適当な委員会等
において、皆さんの御見解なり、ある
いは具体的なり方について伺ひす
ることにして、一応終了します。

○高橋(等)委員 関連してお伺ひいた
します。国民金融公庫に、遺族の生業
資金のわくを設けて貸出しをするとい
うことは、先ほど岡委員が指摘されま
したように、二月五日の予算委員会
で、私の大蔵大臣に対する質疑に対す
る答弁として、はつきりと承つてい
るのであります。岡さんも、それを聞か
れて質問されているのでありますが、
お話を承りますと、爾來相当の日数
たつてはいるにかかわらず、この問題
について、まだ見通しも何もついてい
ないというお話であります。大蔵当局と
の話し合いといふか、あなたの国民
金融公庫内部で、どういふいきさつで
もつておやりになつてゐるか、その点
を承らせていただきたいと思ひます。

○最上説明員 私どもの方では、先
ほど申し上げた通り、現在認められてお
ります資金量をもつては、はなは
だ心細い。せつかく窓口を開いて大勢
の方がおいでになつても、御満足を手
えられないという点を、非常に心配し
ておりますので、何とか資金をもつ少
しふやしていただく方法はないかとい
うことに主力を注いで、お話を続け
ていくわけでありまして。

○高橋(等)委員 そうすると、国民金
融公庫の方では、そうしたわくを設け
ること、しかも、設けてそれを十分に
活用ができる程度のわくにしたいとい
う熱意を持つて努力してゐる、こう承
つてよろしうございしますか。

○最上説明員 できればそういうこと
を希望してゐるわけでありまして。
○高橋(等)委員 できればというお話
でありまして、われ／＼は、こうした
措置について強く要望いたしておりま
す。自由党としましては、遺族対策の
一つの大きな政策としましてこれを確
認し、党の態度を決定いたしておりま
す。各党ともにこの点は同様お考えに
なつておることと思つて、どうぞわ
れ／＼の熱意を十分勘考くださると
も、遺族——もつとも世の中には、
遺族さん以外に気の毒な方もたくさん
あるのではありませんか、遺族、未
亡人の立場というものを、十分に同情
ある立場でお考え願つて、ぜひひとつ
実現するよう熱意をお示し願ひたい
と思ひます。希望を申し述べて終りま
す。

○近田委員 ただ一点だけお聞きした
いのです。公債を担保にして貸出しは
考へてよいというお話であつたので
すけれども、その場合に、担保として

はとるけれども、たとえば優先的に
は、ほかのものがあつたから、担保とし
ては認められなくても、貸出しはお断りす
るというふうなお話ですが、担保があ
りさえすれば、すぐ貸し出して無条件に
金になるかどうかということ、この点
につきまして、ちよつとお考えをお聞
かせ願ひたいのです。

○最上説明員 ただいまの点は、実は
私どもが法律を厳重に守りますと、非
常にむづかしいのでございします。
と申ししますのは、あくまで私どものお
貸しするのには生業資金で、仕事になり
立つというはつきりした見通しがなけ
れば、お貸付けできないということに
なつております。担保は、それはた
だ背後にあつて、回収を確実にするとい
うことだけのものではございします。法律
の上から行きますと、今のお話のよう
に、担保さえあればすぐお金をお貸し
できるといふわけには、どうも参らな
い状態でございます。

○近田委員 ただいまのお話では、法
律を厳重に守ります。という、お含み
のあるお言葉があつたわけですが、た
とえば、こういう特別な人たちに對す
る場合に、そういうことをあまりやか
ましくせんさく立てないで、大体の
条件がそろつていけば、これはなるべ
く資金化するといふお考えが、もう
しようか、しつこいようですが、もう
一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○最上説明員 そういふようにしなけ
ればならない状態にあるは至りしな
いかというふうな懸念を持つており
ます。そういうような点なども、先ほ
ど申し上げましたように、まだ確定案
がでないという事情の一つになつて
おるような次第であります。

○丸山委員 先ほど議事の都合で質問
を中断されましたので、續いて伺ひ
したいのです。やはり三十五條の關係
であります。夫の場合には第二十五條
の一号の不具廢疾、子は第二十五條
の二号の年齢的制限、孫は第二十五條
の四号で、やはり年齢的制限がある
わけでありまして。

「委員長退席、青柳委員長代理着
席」
これもやはり一時金の性格が、当然
甲種金であるといふふうな考へ方から
言ひますと、これも予算からしほつた
といへばいわれるかもしれませんが、
どうも私どもにはびつたりのみだめな
いのです。夫が不具であるうがあるま
いが、國家が甲種金に表するといふ
ことに差があつてはならぬと思ひます
し、子の年齢がどうあるうとも、國家の
甲種金を表するといふのは——甲種金
のうのは、おとむらひの意味を表わす
ので、それは年齢によつて差があるわ
けがないと思ひます。こういうことは
当然撤廃せられるべきものだ、私ども
は考へておるのであります。これは
ただ予算だけの御都合であります。

御見解はいかがですか。
○木村(忠)政府委員 これは立法の際
の考へ方及び経過につきまして、先般
大臣からも御説明がありましたよう
に、当初の考へ方では、やはり援護の
一環といたしまして始めたものであり
ます。そういうこともつて、援護の
一環として甲種金を含めるというこ
ころから、この規定ができておるの
であります。そういう法律の精神から
いへば、一応こういう對象に限定
したのであります。なお、これを広げ
ようという場合には、先ほど申しまし

たような考へ方がございましたので、
一応そういうところにとどめたとい
ふに御了承願ひたいと思ひます。
○丸山委員 ただいまお話のように、
年齢制限あるいは不具廢疾の制限とい
うようなことは、非常に不合理だと思
ひますので、予算とにらみ合せて、私
どもはこれを何とかしたいと考へてお
る次第であります。それからいふ／＼
な状態を決定する条件があつたはずだ
と思ひます。また元へもどりますが、
たとへば三十一條によりますれば、配
偶者は、婚姻をいたしますと失格する
ことになつております。ところが、婚
姻をしたといふ事實は、一体いつを標
準にして考へになる御意向である
か。この法律の効力の発生した時に、
現在婚姻をしておらなければよろしい
のか、あるいはその時には婚姻してい
なくても、この法律の効力を発生する
前に、なくなつた遺族以外のひとと一旦
婚姻したといふ事實があつた場合に
は、失格条件になるのか、どうもその
辺が不明確であると思ひますので、も
う一べん答弁をしていただきたいと思
ひます。

○木村(忠)政府委員 「配偶者につ
いては、婚姻したとき」こういうふう
に考へてゐるの、配偶者が、戦没者の戦
没した後の婚姻をしたといふ事實があつ
た場合の、すべてを含めると考へて
います。
○丸山委員 そうしますと、婚姻とい
うことは、届出をしないが、事実上の
婚姻関係と同様の事情に入つてゐると
認めるときは、みんな婚姻になると考
えられますが、そうしますと、これの
立証をどういふふうにしてなさるか
といふことでもあります。この法律が効力

を発生したときに、事実上婚姻してお
らなくても、過去においてある日数、
あるいはある時間でもいいかもしれま
せん、何も規定がないのでございま
す。またその対象になる人が単数で
あつても複数であつても問題でない
と思ひます。従つて、妻である場合
に、夫が戦死したという場合に、
その後数年間、この六年か七年の間
に、事実上婚姻と同様の関係があつ
たか、あつたかといふことは、一体
どうしてあなた方はこれを立証なさ
るおつもりであるか。

○木村(忠)政府委員 「事実上婚姻
係と同様の事情に入つてゐる」とい
ふのは、いわゆる内縁関係を指すもの
でございまして、それは世間一般が婚
姻係に入つたといふことを公認した場
合に限られるわけでありまして、従
ひまして、ただそういうような婚姻
関係は、實際世間が認めておるとい
ふ事実でございまして、その立証につ
きましては、割合に容易なものではな
かろうか。しかし疑わしいようなもの
につきましては、事実上婚姻関係に入
つておると認めることが、おそくで
きないのじやないかと思ひます。

○丸山委員 この問題は相当デリケー
トなので、一々掘り下げておつたら
たいへんなことが起つて来ると思ひ
ます。ただ、これを運用なさいますと
きに、よほどお考えくださいと申し
て、いろいろ文句がつくと思ひます。
また事実上非常に行跡な人があつて、
ても遺族の年金とかそういうものを
上げるのに、ふさわしくない人もない
と申されません。しかし、そういうよ
うな場合でも、この精神をよく生か
して、よくこの法の運用を誤らないよ

にせられたいといふことを、特に私は
希望しておきたいと思ひます。
ただいまちよつと思ひつきましたこ
とは、大体それで尽きておりますか
ら、これで終ります。

○木村(忠)政府委員 この遺族一時金
の考え方につきましては、前に大臣から
御説明があつたのでございまして、
これは当初の考え方と、この法案の
できまする過程におきまして、考え
方がかわつて参つておるのでござい
ます。当初におきましては、遺族の一
時金は遺族援護の一つの手段として、
年金でやりまする場合と一時金で援
護いたします場合と、二つの場合を
考えたのでございまして、年金だけ
、その年金の行かない部分につ
きまして一時金を出すという考え方
でもつて予算が組まれたわけであ
ります。その後になりまして、いろ
んな情勢からいまして、これが変更
になりました。一時金は全部に出し
まして、そのうちで特に生活の援護
等が必要であると認められるような
状態にありまする者につきまして、
遺族年金を出すことにするといふ
ような形に、形がかわつて参りま
して、現在の法案に相なつて来た
わけでありまして、そこで遺族一
柱につきまして遺族一時金を出
すといふことになりましたと、その
後できまされた資料からいまして
、全部の遺族に對しまして遺族一
柱につきまして遺族一時金を出し
ますこととは、予算の上からい
てできないといふ結論になりました。
これに對して、どこかで線を引か
なければならぬといふことに相な
つたのであります。そこで、どこ
に線を引くかといふことになりま
す。これにはいろいろなりくつが
つのであります。

○奥村又十郎君 私は委員長
の許可をいただきまして、た
だいま議題に供されてお
ります遺族一時金に關連
いたしまして、特に上海
事変、日華事変當時の
遺族は、この一時金が
交付されないうち、この
事情についてお尋ねを
いたしたいと思ひます。
昭和十二年七月七日
以後、太平洋戦争ま
での約四年間に、十九
万人余り戦死してお
ります。人数で行きま
すと、太平洋戦争後
の戦没者と比較すると、
約一割であります。
この一割の遺族の方に
交付せられないうち、
非常に不満があるよう
に承つております。特
に元の金沢にあつた九
師団管下などは、これ
は日華事変當時非常
に勇名をとどろかせた
師団でありまして、戦
死者の過半数が上海
事変、日華事変にお
いて戦死しておる。そ
こで全国的に見て、地
區的に非常に不公平な
観念を持たせるといふ
ふうに考へるのであり
ます。そこで、今日ま
でにこの点もいろいろ
御審議があつたと思
ひますが、政府のお
考えをお尋ねしてお
きたいと思ひます。な
ぜ十九万人の、太平洋
戦争以前の戦没者の方
々に對して、一時金を
交付せられないのかと
いふ理由で、今日ま
ですでに御答弁があ
つたことと思

います。私は、これについて十分御
説明をいただきたいと思ひますから、
恐縮であります。あらためて、この
理由をひとつお示しを願ひたいと思
ひます。

○奥村又十郎君 遺族援護対策は、国
家の財政上まことに不十分であるが、
これは今しばらくやむを得ないとい
ふことで、遺族の方にしんぼうして
いただくわけでありまして、しかし
それによつても、不公平があつた
のでは、これはしんぼうしきれない
ことにならうと思ひます。ただ、
予算上金が足りないから二線を引
いたのだといふふうなことで、遺
族を納得させることはできぬと思
ひます。一線を引くならば、なぜ
満州事変で一線を引かなかつたか。
ここで

かりに予算を増額するにしても、この
十九万人の方全部におよ上げて九
千億である。八百八十億円の予算
を、もつて九千億圓ふやせな
いといふことは、いかにも政府の
資料を見ますと、当初八百八十
億を見積つておる。ところが實際
は八百三十二億でよろしい、あ
とは五十億は不用になつたとい
ふことになつておる。そうす
れば、これに四五十億加へれば、
一応満足させることができる。そ
の九十億がどうして見積れなかつ
たか。しかも、これは公債であ
りますから、ただちに財源を求め
ねばならぬといふことではない。
その点はどういふわけであ
るか。

○木村(忠)政府委員 先ほど申し
ましたように、金が足りないとい
ふ点だけではありませんが、金
のわくがはまつておるといふ
ことも、一つの理由でございま
す。そこで、どこで線を引くか
といふことにつきまして、先ほど
申しましたように、特別の一時
金が出てゐる者と、出ていない
者、援護が割合に十分行きた
時期と、それが行かなかつた
時期、この間に線を引くのが
一番よろうといふ二つの理由
からでございまして、

○奥村又十郎君 兄弟姉妹の方に
上げたいのであります。

が、その線の引き方について、太平洋
戦争以後の者についていたすとい
ふことが、一番適當ではなからう
かといふことが考へられたわけ
であります。と申しますのは、太
平洋戦争以後のものにつきまし
ては、先ほどちよつとお話
がございまして、死没特別賜
金が出た者も若干ありますが、
大部分出ていないといふやうな
状況でございまして、それま
でのものにございまして、一
応各種の援護の措置が、その
當時いろ／＼な方法でもつて講
ぜられて来たといふやうな関係
もありまして、太平洋戦争以後
の者につきましては、これらの
措置が講ぜられた者もあ
ります。講ぜられなかつた者
も、戦死の公報等の入ります
のも非常に遅れた、特に戦没
者がその最後の時期において
非常に多かつたといふやうな
事情もございまして、結局ど
こに線を引くかといふことは、
引く以外にない。その前の日
華事変までこれを入れますと、
現在持つておられます予算で
は、ちよつとまかない切れ
ないといふことになりました。
そこで、ここに線を引いたとい
ふやうな実情でございまして、

○奥村又十郎君 兄弟姉妹の方に
上げたいのであります。

とすることが、兄弟姉妹に上げるとして、たしか十億あれば行けるのじやないかというふうに聞いているのです。兄弟姉妹にどのくらいいることになるのですか。

○木村(忠)政府委員 兄弟姉妹にいまする額は、四十七億幾らかと思ひます。余つておられますがそれでよろしうと埋められるくらいというところだと思ひます。

○奥村又十郎君 私は九十億の公債は、この際増額して、上海事変以後の戦没者の遺族の方にも差上げるべきだと思ひますが、これはしかし政府にお尋ねいたす問題ではなからうと思ひうので、国会として今後努力すべき問題であらうと思ひますから、この問題はこれ以上お尋ねいたしません。

さて、そこで第二段に、一応太平洋戦争以後ということに一線を画した。そこで、その理由としては、それ以前に戦没者に対しては、それ／＼死亡賜金などを手立てあるからと、こういうことではあります。はたしてそれでよくて遺族の方々を納得させることが出来るかどうか、この面を私は不安に思ひますから、その点をつつ込んでお尋ねいたしたいと思ひます。そこで、昭和十二年七月七日の上海事変以後太平洋戦争開始前までのこの十九万人の戦没者の方々に對して、一政府は、いかなる措置をとられたのであるか。死亡賜金を上げたというのなら、どういふ程度に措置をなすつたのか。これをよくお伺ひいたしておきませんと、太平洋戦争以後の方々に對する取扱ひの公平な判断ができぬと思ひますので、その点を詳しくひとつお答え願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 戦争により戦没者に対しては、特別賜金が出るように、明治二十八年以来そういう規定ができておりました。日華事変におきましては、これによりまして死没された方に出した賜金は、その当時の賜金といひまして、大將では戦傷死の場合には八千五百円、伍長で千六百円、一、二等兵で千三百円というような数字になっております。戦病死の場合には、大將で五千六百円、伍長で千二百円、一、二等兵千円というような賜金が出ておつたのであります。なお、その他、その当時におきましては、各種の軍人援護事業というものが非常に盛んにやられておられたのであります。十分なる措置が軍人援護といひまして講ぜられておつたということ、御承知の通りだと思ひます。

○奥村又十郎君 しかし、政府が一線を画されたという理由となるものは、これらのおちで、どういふ点をとりおられるのでありますか。

○木村(忠)政府委員 これは先ほど申しましたように、今度の遺族の一時金というものが、この特別賜金と同じものであるという考えから出ておるのではないのであります。一時金は、やはりあくまでも援護というものが建前です。援護に弔慰の考え方を加えておるといふ考え方でこの法案は立てております。従ひまして、これと比較いたしなさい、同じであるというふうな考え方のものにつきましたのではない。一昨年の考へといひまして、いたすべきことを一応いたした。従つて、それが十分に済まされてない、特に大部分の戦没者がありましたとき、あるいは

戦没者が確認されましたとき以後が、国内の非常な混乱状態でありまして、適切な措置が講ぜられなかつたという太平洋戦争以後といふものにつきました。特別な措置を講ずるということにいたしておるわけでございます。

○奥村又十郎君 それでは先ほどお話を聞いた特別賜金なるものは、現金で渡されてないと思ひうのであります。が、どういふ条件の公債で渡されておるか、お尋ねいたします。

○木村(忠)政府委員 この公債は、三分半利五年すえ置き、三十年以内の償還といふことに相なつております。

○奥村又十郎君 それ以外に現金などを渡されておるのではないですか。

○木村(忠)政府委員 その当時におきましては、いろいろな援護の措置がとられておりました。ただ、これは特別賜金として出しましたものを一つの例としてあげただけであります。そのほかにも、各種の措置が講ぜられておつた。軍その他におきまして、いろいろな措置を講じておつたわけでありまして、○奥村又十郎君 次に御尋ねいたしたのは、この公債で渡された特別賜金、は、当時現金で受取つておる遺族は、ほとんどあるまいと思ひます。政府の御答弁では、これは別にこの特別賜金のかわりに今度一時金を渡すわけじやないのだ、こういう御答弁ではあります。が、その遺族の受取る感じとして、は、やはりその当時の特別賜金と今度の一時金を比較するのであります。そこで御尋ねするのであります。この特別賜金なるものは、当時の金で一、二等兵なら千円ないし千二百円、しかし戦死の当時にこの金を受取つておる

ならば、これは今の五万円以上の値打がある。しかし、これは公債であつて、その時現金化されてない、そこに問題がある。そこで、この公債は一体どういふふうにしてその後現金化されておるか、その点を国庫課長にお尋ねいたします。

○吉田説明員 今のお話の國債は、普通の國債と大体同じの三分半利公債で発行されております。その公債の券面上に、スタンブで特別賜金公債であるといふ旨が表示されております。その後の処理につきまして一般の三分半利公債の中で特別に区わけをいたしておりましたので、そのうちどれだけの部分が買上げられておるかといふことは不明でございます。ただ、この三分半利公債全体につきまして、実は一昨年四月に銀行等の金融機関の持つておる部分は除きまして、一般大衆の持つておられるといふ小額の國債につきましては、全部買上げ償還をすることにいたしました。この公債については二十五年の七月以降から買上げをいたしております。それで、買上げは、発行価格で買上げることになつておりました。別に特別な条件はございません。が、持つていらつしやつた方は、すべて買上げるという方式でやつて参つております。従ひまして、それ以前にあるいは証券業者等に売却なさつた方もおありかと存じますが、この買上げ償還によつて、大部分の方は買上げをなさつておるのじやなからうか。実は私どもの方として、戦前に発行いたしましたあらゆる小額の國債につきましては、券面も小そうございまして、また利払い等の手続も、わずかな

利子を一々銀行にとりに行くといふようなことも非常に煩雜でもございまして、一応戦前の大衆の持つておられた公債については、全部買上げることにはいたしました。その当時いろいろと宣伝をして買上げを開始いたしました結果、大体昨年の夏ごろには、もう買上げに持つて来られる方が非常に減つて参りました。ただ、これをいつまでもだら／＼買上げしておりましたは、なか／＼持つていらつしやらないのですから、八月末でございまして、一応形式的には全国的な買上げは打切ることにはいたしました。ございまして、しかし打切ると申しまして、絶對的に打切つたわけではなくて、國債代理店等で買上げるのを打ち切りました。ただ、今でも持つていらつしやれば、いつでも買上げるといふことにはいたしておりました。その結果幾ばくが残つておるかといふことが実は明瞭でないもので、はなはだ申訳ないのでございます。が、現在でも日本銀行の本店または支店にお持ちいただければ、いつでも買上げることになつておるといふことをお答え申し上げたいと思ひます。

○奥村又十郎君 一昨年から買上げをしておるということでありまして、そういたしますと、この特別賜金が現金化されたのは一昨年以後、大部分は一昨年以後に現金化されておるといふふうにお伺ひしていただけますか、さうでありませうか。

○吉田説明員 その点につきましては、これは何とも申し上げられないのでございまして、まあ戦時中におきまして、いろいろな社会的な制約はござ

ございましたけれども、公債の売買は一応自由であつて、あの当時としては小額国債などを金融機関なんかで買ひ上げると申しますか、困つておる方のを買ひ上げたりなんかすることもあつたかと存じますが、また証券業者等が買ひ上げたから、實際遺族の方がそれをいつ現金になさつたかというところは、判定がつかねる次第でございます。ここで、この前一昨年の四月に告示して買上げを始めた結果は、これは直接の遺族の方のみならず、証券業者——まあ遺族の方ばかりではなくて、それを譲り受けた方のも買ひ上げる。いわばこちらの買上げの対象外に置いたのは、金融機関なんかを持つておるものだけを買上げの対象外にしたわけですが、一般のそれを商売にしていらつしやらない方が持つていらつしやる分は、買ひ上げておられます。また商売人と申しますか、金融機関などの持つておられる分については、買上げをいたしておられないわけでございます。そういう関係で、何分にも転々流通いたします公債の性質をいたしまして、この幾ばくがだれにいつかえられたかということについては、ちよつと推定すら困難ではなからうかと思つております。

○奥村又十郎君 この特別賜金は記名公債であつて、そう簡単に転々流通することは許されていなかったのじやないか、こういうふうに考えるのですか、その点どうですか。

○吉田説明員 その点につきまして、この公債は記名ではなかつたかと思ふのであります。私、実はもう一度確かめて見ますが、普通の公債で、その中にスタンブを押しただけというよう

な記録になつておりますので、記名公債であつたかどうか、ちよつと調べて申し上げます。

○奥村又十郎君 厚生省の方で、それはおわかりになりませんか。つまり、これは流通できるかどうかという点も、問題にならうかと思つて、遺族のふところの去年やおとし、二千円や千円入つたからといつて、おそれくこれで遺族を納得させることはできぬ。その点、どうも政府の御答弁と實際地方における遺族の事情とは、非常に食い違つておる。その点、厚生省の方で御調べになつておられますか。

○本村(忠)政府委員 この点は、私の方といたしましてはわかつておりません。ただそういう三分半利付の五年すえ置き公債であつたといふことだけでは、一応その当時々のことでもつてけりつた事件につきましては、一応けりがついたものと考えて処置しておられます。この際けりのつかない部面につきまして、考えるというのが、筋をひつばる場合におきましては、最も妥当ではないか、筋を引かないとすれば、これは引かない方がいいのであります。筋を引くとすれば、そういうところで引ける一応のりくつがつくといふだけであつて、それが妥当であるか、どこが公平であるかといふことになると、なか／＼こまかい問題でありまして、たいへんでございまして、一応現在のようないくつかのやり方でやります場合にはおきましては、その程度の誤差があるといふことも、やむを得ないのじやないかと考えます。

○奥村又十郎君 遺族に対してあたたかい思いやりでもつて、不十分ながらも、せめて納得させる努力はなければならぬ。おそれくたたいまのようなお言葉で、遺族を納得させることはできません。それは政府のお立場もよくわかります。わかりますが、われ／＼国会議員としては、一線を画するの理由については、少くともこの特別賜金、これが記名公債で渡したか渡さないか、これが譲渡ができたかできなかったか、現金化されたかされなかったか、それがわからずして一線を画するといふその行為そのものが問題だ。そんなことでもつて、遺族を納得させることは私はできぬと思ふ。そうすると、ここでは記名公債であつたかどうか、またその公債が譲渡ができたかできなかったか、譲渡を禁じておつたかどうかといふことはわからぬのですか。実は私どもは受取る遺族からいへば、な手紙によりまして、記名公債であつて、その当時現金化はできないのだ、ほとんど大部分の遺族はまたこの債券を持つておるといふことで、いろいろ陳情を受けておるのでありますが、この点

○吉田説明員 私今ちよつと書類をよ／＼見ておられますので、お答えが怪しいのでありますが、資料によりまして、これは譲渡制限なきをもつて転々流通して、というふうな説明がついております。それからまた實際現実に普通三分半利付公債として出ておりますから、転々流通する普通の国債であつたといふことは、事実であつたと思ひます。その当時の一時賜金——賜金公債と申しておりますが、生存者に渡したものにすぎましては、これは記名で譲渡禁止という形で出ております。

それで、今の特別賜金公債につきましては、転々流通し得る普通の公債だと、こゝろ見なしておつたわけでございます。

○奥村又十郎君 終りました。

○青柳委員長代理 それでは次に提案員。

○堤委員 これは総括質問の当初に、私厚生大臣にも伺つたのであります。今日、今日もう一度最後に念を押して、長官に六箇条ほど最後の質問をしておきたいと思つておりますが、それはこの法案の名称についてであります。あなたも御存じの通り、公述人は、だれ一人残らずといつてもいいほど、まあ末高教授のように、こんなまじいものは捨ててしまへと言つた人さえある。で、このまじい法案につきましては、あくまでも昭和二十八年度はもつと充實したもので援護されるべきであつて、昭和二十七年限りの臨時措置といふことにされたいという希望があつたのも御存じの通りであります。これは委員各位も、ほとんどその御意向ではないかと思つてあります。が、この法案を臨時措置法として認めて、その名も戦傷病者戦没者遺族等に対する臨時措置法案というふうにお改めになる意思は、やはり今もなお、この点をひとつ伺ひしておきたい。

○本村(忠)政府委員 この法案は、すでに提案されておるのでございまして、提案された後におきまして、こちらでもつて訂正する意思は毛頭ないのではありません。かえつてそういうことは、適当でなからうと思ひます。

○堤委員 ちよつと最後のところをもう一べん……

○本村(忠)政府委員 この法案は、政府といたしましては、国会にすでに提案いたしてあるものであります。従いまして、政府におきましてこれを訂正する意思は毛頭ないのであります。

○堤委員 それでは次に、年金の問題について、ちよつとお尋ねをいたしておきたいと思ひます。未亡人一万円、それから子、父、母、孫、祖父及び祖母は一人につき五千円とするといふふうなこの算定基準につきましては、私の方からその説明を求めましたが、はなはだ不可解きわまる、詭弁にひたし

い答弁をなさつておるのであります。が、これにつきましては増額する意思はございませんでしようか、またできないか。またするならば、幾らくらいまでするか、この点をひとつ……

○本村(忠)政府委員 この一万円、五千円という金額につきましては、最初の案といたしまして予算を組みますときの考え方と、その後の考え方かわりまして、最初は妻子のみにこれを出すという考え方で予算を組みだことは御承知の通りであります。その後、父、母、孫、祖父及び祖母につきましても年金を出す方がいいじやないかといふことになりまして、予算の範囲内において計算いたしまして、逆算して出た数字でございまして、従いまして、この金額につきましては、きわめて不十分ではございませんけれども、予算の額の範囲内におきましては、これ以上に増すことは、おそらく不可能ではなからうかと思ひます。

○堤委員 せつかつ子、父母、祖父父母を加えられたのでありますから、予算をふやしてもこれを御増額になるのが、ほんとうの誠意ある方法ではない

かと思ひますが、もう一步どうしても
考えられませんか。

○本村(忠)政府委員 予算につきま
しては、すでに国会で御審議を終つたは
ずでございます。従ひまして、予算の
範囲内におきまして法律を出すとい
ふことは、この法律をいふ方が
なかつたのであります。なお本法案に
つきましては、国会に提案になつたの
でありまして、われ／＼といひまし
て、提案になりましたものを、あとで
ふやして修正するといふことは、おそ
らく困難ではなからうかと思ひます。

○委員 予算がすでに通つてしまつ
たという既成事実をつくつておいて、
そして国会におけるところの予算の
審議権はほとんど無視にひといとこ
ろの政府のやり方というものを對して
は、議会の民主的な運営という点を考
へましたときに、私はこの点は政府に
強く反省していただきたいといふこと
をつけ加えておきたいと思ひます。わ
れわれはあくまでもこれが増加を必要
とするという主張を持つておるもので
あります。

その次にお尋ねいたしたいのは、対
象の範囲でございます。昭和十二年七
月七日以降のものについてという希望
が多いのでありますが、この点は、や
はり先ほどから奥村議員の発言に答
えておられたように、予算の面からこれ
を一線を引き、十六年の十二月八日
にしたという理由が多分にあるとおつ
しやいましたが、半分くらいその理由
があるといふことを再確認してよろし
うございませうか。

○本村(忠)政府委員 一時金の問題に
つきましては、予算の範囲内におきま
して措置いたすといひますれば、全
第一類第八号 厚生委員會議録第十八号 昭和二十七年四月一日

部に出すことができないといふことは
事実でございます。それでどこで繰
入を引いたらよいかといふ点につきま
しては、先ほどお答えいたしました通り
でございます。

○委員 ところで公庫会におきまして
も、御存じの通り学徒、船員、徴用工
の問題については、軍需としての取扱
いを受けたといふ公述がございまし
た。政府と問答の結果、一時金につ
いては、もちろん扱われておらないもの
もあつて、どうかと思ひ点があるけれ
ども、船員でございませうれば、一応船
員保険、それから厚生年金——徴用工
にいたしまして、学徒にいたしまし
ても、一時金をもらつてゐる人がなき
にしもあらずといふことがはつきりい
たしましたので、百歩譲つたといひ
まして、ここで私も特に主張いた
したいのは、この学徒、船員、徴用工
の遺族に對して、やはり軍人軍属並の
年金が支給されてしかるべきだと考
へるのであります。この点についてお
伺ひいたします。

○本村(忠)政府委員 この遺族の範
圍、対象の範囲でございますが、これ
につきましては、できるだけ広い範囲
でやるのが適當であらうと私も考へて
おります。個人的には、そういうふう
に考へておるのでございませうけれ
ども、この問題につきましても、先ほど
申しましたように、もし今やるとし
て、どこで繰入を引くかといふ点の均
衡の問題でございます。全部やれば、や
るに越したことはないのでございます
が、今のうちに非常に不完全な状態
でやる場合には、どこかで繰入を引
て、不完全ながらも、ある程度のものに
する。もう少し金額を割るということに
なりますと、これはま／＼ひどいこ

とになるのでございまして、現在のこ
の額も、はなはだ不十分であると思
ひます。の、わくを広げることにより
まして、金額が非常に減つて来るので
はないかといふことも考へられます。そ
こで、どこで繰入を引くかといふこと
で、一応現在はその引くべき方
で、その繰入を引きましたにございま
しては、ただいま一時金の方は一応済
んでいるといふやうなことでございま
す。この一時金の算定の際におきま
しては、その当時といたしましては、単
なる一時金としての考え方なしに、
一応それで済ませる考えでやつたもの
のやうでございませうが、現在考へま
して、それがはなはだ不當であるとい
ふことは考へますけれども、その当時は
一応それで済ますつもりでやつたので
ございませう。そういうふうなところ
をいひまして、そこに繰入を引いたと
いうことに相なるのでありまして、こ
れが適當でないといふことは、今後の
援護の措置がどうなるかといふこと
も比べまして、あわせて考へて行かな
ければならぬやうなところがあるとい
ふ。今後この遺族に對する措置がどう
いふやうになるかといふことにつきま
しては、その状況を見まして、あわせて
われ／＼として考へて行かなければ
ならぬと思つております。

○委員 長官は、少し解釈をし間違
えておいでになるように思ひます。私
は一時金について、学徒、徴用工、船
員を、この法案において軍需の中に入
れてやらなければならぬといふこと
を言つてゐるんじやなくて、その点は
百歩譲つて、年金について私は言つて
いるのでありますから、そのところ
を少し解釈を間違えておいでになる。

年金でございませう。

○本村(忠)政府委員 私別に間違えな
かつたつもりでございませうが、この前
にそういう人たちに一時金が出してあ
る、あるいはその人たちに對して非常
に不完全ながらも補償の措置が講じて
ある、そういうことにつきましては、
一応それで済ませるといふ当時の考
えでやつて来たものでございませう。そ
れが適當であるかどうかといふこと
につきましては、今日考へなければなら
ぬ問題がございませうけれども、その
ときには一応それで済ませるつもりで
いたしたわけでありませう。その当時
急でないものをこの際取上げるのが、ま
ず急ではないか。従ひまして、これと比
較いたしまして、従来のものをどうす
るかといふやうな問題につきまして
は、今後十分考へて措置しなければ
ならぬと考へております。

○委員 それでは次に参りまして、
しばしば問題になりました生活保護法
との関連でございませうが、この法律
の適用を受けてゐる人たちが、生活保護
法の適用を受けてゐるといたしまして、
年金、一時金から生ずる所得は収入と
みなさないといふことをお認めにな
るかどうか、その点についてもう一度
伺ひいたします。

○本村(忠)政府委員 この点につきま
しては、社会保障の全般的な体系とい
うものにつきまして、十分に考へなけ
ればならぬ問題があるかと思つてお
ります。御承知の通り、生活保護法と
申しますものは、これは生活保護の保
障に對します最後の手段としてこれが立
法されておるのであります。最後の手
段よりも最後の手段があるといふこと
は法の精神を殺すものでございませう。

従ひまして、生活保護法でもつて説明
のつく限りにおきまして、これに對し
ます措置をとらなければならぬ。従つ
て、どういふ措置をとるかといふこと
につきましては、十分に考へまして、
生活保護法の精神を殺さないといふ趣
旨をもつてやつて行かなければなら
ぬのじやないかと思ひます。もしこの
生活保護法の精神を殺すことになりま
す、今後最低の生活にあえいでおり
ますものに對しまして、必ずしもよい
結果をもたすものとは考へられな
い。われ／＼といひましては、生活
保護法でもつて、最後の線だけはど
うしても守らなければならぬといふの
が、厚生省としての強い考へでありま
す。従ひまして、それをこわさない限
度におきまして、その問題につきま
しては処理いたしたいといふやうに考
へております。

○委員 これは大臣のお答えの中に
も、運用よろしきを得て、何とかでき
るだけわれ／＼の主張を生かしたいと
いふやうなことがありました。それか
ら、ただいまの長官の御答弁はよくわ
かりませうが、運用よろしきを得て、し
かもこの法律の中に特に一条を起さな
いでもそれを実施して行くことは、な
かなか困難であるといふことを、公述人
も申しておりますし、われ／＼も、現
在の生活保護法の運用状態から見ま
して、非常に危惧の念を抱くものでござ
います。私たちは、どうしてもこの点
は、この法律の中に明文化しなければ
ならないものであるといふ主張を持つ
ておるのであります。できるならば、
政府はそういうごまかしを言わない
で、ひとつ御反省を願ひたい。
それから次に、もう一つお伺ひいた

したいのは、育英資金の問題でございます。遺児の育英の問題が、この法律案の中に取上げられておらないという事は、まったくこの法案の致命傷だということ、私はかつて指摘いたしました。はなはだ遺憾であります。老人や遺家族未亡人世帯が、子供をかかえて、子弟の教育にいかにつとめるか。遺族の子供がゆえに、また非常に重い戦傷者の子弟がゆえに、今日その能力を持ちながら、上級学校に進み得ないという事は、国家の人材を養成する見地から、はなはだ遺憾でございます。遺児の育英につきましては、この中に当然一条を起したいと思つておりますが、この点は、政府としてはどうしても私たちの主張に同調できませんか、お伺いいたします。

○木村(忠)政府委員 私、一応形といたしましては、この中に入れた方が、かつこうがつくのではなからうかと思つてございましてけれども、それは、この中に規定がないからといつて、うまく運用されないかと申しますと、そういうものではないのであります。省といたしましてはうまく運用する、こういうようなお考えのようでありまして、厚生省といたしましては、ここに入りましたから、そのために非常によくなるという事は、必ずしもございませぬし、またこれの中に入らなければできないというものでもございませぬので、しいてこの中に入れたかつかないことと申します。現在、予算の範囲がきまつておりますから、その予算の範囲内でおやりになるわけでございまして、従いまして、この予算をふ

やせば、だん／＼その範囲もふえて来まして、徹底して来るようになると思つて、法律よりも、むしろ予算の額をふやすということが、最も大切なことではなからうかと私は考へております。

○堤委員 なるほど、理想論をおつしやいますけれども、現実において、各都道府県の県庁を私たちがのぞいたところによりますれば、私たちがつくつた法律というものが、最小限に評価されまして、きびしいお達しがあるべく金を使われないようにという方向で本省から出ておられますので、末端に行きますれば、法の精神を曲げておるといふような実情であります。生活保護法の適用、育英の問題などを検討してみますと、はなはだその運用よろしきを得ておらないのでございまして。何も法律にうたつたからできるものではないとおつしやいますけれども、法律にうたわなければ、現在においては末端まで誠意が届かない現状であるといふことを、ひとつ御反省願ひたいと思つてございまして。私たちがしましては、あくまでも法律にうたうべきであるといふ主張を持つておることを、はつきりいたしておきます。具体的に申しますれば、義務教育については、当然全額国庫負担があたりまえでございますけれども、給食の問題、教科書の問題などは、無償で学童に国家が支給すべきものである。いろ／＼な寄付の問題は、特例としてこれを免除されるべきではないかと思ひます。さらには高等学校、国立大学に進学しておる者につきましては、授業料等も免除するといふような規定が、具体的にうたわれなければならぬと思つてございまして。

政府も、できるだけ額をふやして、今後私たちのこの主張に沿つて実施されるように努力していただきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいのは、身体障害者の子弟の問題であります。特項症、一項症といふような非常に重い障害者の子弟も、やはり遺児と同じ扱いを受けるべきものであると思ひますので、参考のために申し上げておきます。それから、もう一つお尋ねいたしたいのは、身体障害者年金の特別項症から六項症までの支給額でございます。私たちが質問したところによりますれば、また公選人の公選、あるいはわれわれの常識から申しますれば、はなはだ不十分な額でありまして、この点非常に遺憾に思つております。木村長官は、すでに予算が通つてしまつた以上、どうにもならない、これを増額できないとおつしやるであらうと思ひますが、念のために、この点平氣でいらつしやるか、伺いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 こういう金額は、多ければ多いほどいいだらうと思ひます。また私も、それが非常に多いことを望むわけであります。生活保護法の基準にいたしましたも、これは高方がいいにきまつております。ただ、どこに線を引くかという問題でありますので、これで満足であると思つておられません。従つて、全体の均衡から申しますと、障害年金の方は、遺族の年金に比べますと、非常に有利になつております。従いまして、この際障害年金をこのくらいにしておくと、これは、これはやむを得ないのではなからうか、もちろん各項の間にあ

ける均衡の点についても、若干問題があるのでございますが、大体これにきましては、一応これで行かなければいけませんが、これにはきまつては、すもろん、これにつきましては、国会に審議権があるわけでありますから、十分御審議を願ひたいと思ひます。

○堤委員 それでは、もう一つお尋ねいたしますが、年金をもらつて前貸ししますが、子供十八才未満、父母、祖父母六十才以上と、年齢制限を加えておるのであります。しかし十八才未満の子供または就学中の者は、その業を終るまで、私たちは適用すべきであるといふふうに考へるものであります。この点政府のお考えを伺いたい。父母、祖父母に對するこの年齢制限は、先ほどの御発言に、六十以上と六十以下が半々であるとおつしやつておりました。これはどうにもならないと思ひますが、これはどうにもならないと思ひますか。

○木村(忠)政府委員 年齢を十八才にするか二十才にするかという点につきましては、いろ／＼問題があります。現在の社会保障関係のいろ／＼な制度といたしましては、十八才をとるが非常に多いのでございまして。従いまして、この際これをとつたのであります。全体として予算のわくが非常に少いといふところからいたしまして、どうしたら最も公正に行かといふことを考へますれば、この年齢を社会保障の程度に下げる以外にないので、六十才以上の者と以下の者に区別をつけまして、金額を減らさないようにする方がいいのではないかと

考へ方をいたしましたわけでありまして、これが妥当であるといふふうに考へたわけではないのでございまして。

○堤委員 それではもう一つお尋ねいたします。再婚した妻の場合、これはいろいろケースがあるのですが、あくまでも英霊を守つて、子供を連れて再婚しておるといふような妻の場合は、私は再婚をしたというところの援護をする必要がなくなつたといふことは、言えないのじやないかと思ひます。どうですか。再婚をしたといふことは、夫を戦争でなくしたといふことは、現実を、抹消することができるといふのか。法律で行きますれば、再婚した者は絶対に権利がないといふことになつておるのであります。再婚したら、前に公務によつて御主人を死なしたといふことは御破算で、何もなかつたのだといふことになるのでは、まことに悲しき人生ですが、そういう解釈をしなければならぬのですか。再婚しようがしまいが、過去において夫を戦争で殺し、遺児をかかえておるといふ現実にかわりはないといふ考へ方をしたときに、当然再婚の人も認めてもらわなければならぬのじやないかと、妻の立場から考へるのですが、いかがでしようか。

○木村(忠)政府委員 再婚いたしました者につきまして、どういふ取扱ひをするかといふことは、法の立て方じやないかと思つては、再婚いたしました者に援護をいたすといふこともできないことはありませんし、そういうふうにいたすことが、必ずしも悪いといふ趣旨ではないのであります。現在のこ

考へ方をいたしましたわけでありまして、これが妥当であるといふふうに考へたわけではないのでございまして。

○堤委員 それではもう一つお尋ねいたします。再婚した妻の場合、これはいろいろケースがあるのですが、あくまでも英霊を守つて、子供を連れて再婚しておるといふような妻の場合は、私は再婚をしたというところの援護をする必要がなくなつたといふことは、言えないのじやないかと思ひます。どうですか。再婚をしたといふことは、夫を戦争でなくしたといふことは、現実を、抹消することができるといふのか。法律で行きますれば、再婚した者は絶対に権利がないといふことになつておるのであります。再婚したら、前に公務によつて御主人を死なしたといふことは御破算で、何もなかつたのだといふことになるのでは、まことに悲しき人生ですが、そういう解釈をしなければならぬのですか。再婚しようがしまいが、過去において夫を戦争で殺し、遺児をかかえておるといふ現実にかわりはないといふ考へ方をしたときに、当然再婚の人も認めてもらわなければならぬのじやないかと、妻の立場から考へるのですが、いかがでしようか。

○木村(忠)政府委員 再婚いたしました者につきまして、どういふ取扱ひをするかといふことは、法の立て方じやないかと思つては、再婚いたしました者に援護をいたすといふこともできないことはありませんし、そういうふうにいたすことが、必ずしも悪いといふ趣旨ではないのであります。現在のこ

の法の立て方から申しますれば、再婚
いたしたならば、その者の経済単
位というものが別に移つたというこ
に、一応考へなければなりません。こ
の全体の体系からいいますれば、再
婚いたしました者にこういう取扱いを
しておるといふことは、あながち不
当なことではなからう、こういうふう
に考えます。

○堤委員 それから支給方法でありま
すが、法律できめ、そして金を支給し
た場合に、ほんとうにもらうべき人
金をもらつてこの金が生きていられ
ば、私は目的を果さないと思ふ。とこ
ろが、地方へ参りますと、このごろは
さてこの法律が出て来ると、死んだ
すこの嫁がじやまになるといふ例が非
常に多いのです。ですから、金が出る
ならば、まず石碑を立てるからとい
ことを口実にして、妻の手の中に金
を渡してやらないで、これを老母が先
にとつてしまふ、またははだしきに
至りましては、嫁を呼びもどして金
をもらへるやうにして、金をもらつ
てからまた嫁を返してしまふといふ
えげつない例があるのです。このよ
うに非常に封建的な過去の日本の家
庭内の葛藤の犠牲になつて来た妻の
立場といふものに、この法案をめぐ
つて悲劇がかもし出されるのであり
ますが、実際支給される場合に、配
偶者のある場合には、父母に手渡さ
ないで、まず妻に渡すといふことを、
確実にこの法律の中にうたつても
うべきじやないか、かように思ふ
のですが、この点どうでございま
すか。

○木村(忠)政府委員 この法律にお
きましては、建前は、御承知の通り
一人々々に幾らといふことがきまつ
て

おるのであります。従来の恩給扶助料
のように、なくなつた方に対してどう
いうふうになつていない。その世帯
に対してじやなしに、妻は一万円、父
は五千円、こゝろにきまつておる
わけでありませう。従ひまして、その
者の間に争ひがない限りにおきまし
ては、これは一括して受取る方法はと
れと思ひます。もし両者の間に争ひ
があると思ひます。これは別々に請求
してとることができるようになつてお
ります。従つて、今おつしやつたや
うなけんかが起りますことは、妻がだ
まされたやうな場合はどうか存しませ
んけれども、普通には起り得ないとい
うような建前をとつております。ただ、
一時金の場合は問題であります。一
時金の場合には記名でございまして、
妻がおりますれば、妻の名前でもつて
それがもらへるやうになつております。
従ひまして、今御指摘になりましたよ
うな御心配は、起らないじやないかと
思ひます。

○青柳委員長代理 通告順によりまし
て青野委員。
○青野委員 私は昨日一般質問をさせ
ていただきましたのでございませう
が、小委員会の関係で、委員長から明
日にくれという話がございました
ので、これよりお伺ひいたします。
今、逐条審議をしております二十三
条から三十九条までの間に、私の条文
に關係のある質問をいたしました。は
遺族年金の支給を受けることができ
ない者、遺族年金受給権の消滅、この二
つに直接關係のあることで、ぜひ承
つておきたいと思ひます。それは、聞
きますところ、過ぐる厚生委員会、
堤委員から大体の御質問があつたもの

を、むしろ返すやうで、まことに恐縮で
ございませうが、質問の内容が少し細
り下げてございませうので、できるだけこ
の点を明確にしたいと思ひます。それ
は「日本の國籍を失つたとき」とい
うことでございませうが、遺族年金を受
ける権利が消滅する。この点について、
小笠原、沖繩諸島その他の信託統治に
なりましたところにおる日本人の諸君
は、これから除外をされておる。私は
一つ例をとります。小笠原は、統計に
出しておりませんから正確な数字は申
せんが、沖繩諸島から太平洋戦争に
關係をして戦死をした人が、大体三十
万人、奄美大島は大体一万五千名の戦
死者で、遺族が六万名おるといわれ
ております。われ／＼と同じ日本人の立
場から、やはり戦争に多かれ少かれ協
力したために、これだけの遺族と戦死
者を出した。ところがアメリカの信託
統治によつて日本の國籍を離れた。こ
れは日本以外の外国の一つの行き方
によつて、やむなくさういふ立場にされ
た人たちで、年金も一時金ももらは
ないといふことについて、
將來大きな問題が残るのじやないか
と私は思ひます。いわんや、これは永
久にアメリカの領土にするのじやなく
て、國際情勢が好転すれば、適當な時期
に奄美大島その他の沖繩、小笠原諸島は、
もどすのだといふことになりませう
と。これは南樺太や千島のように、は
つきり日本の領土から切り離されたの
ではない。そこに住んでおるわれ／＼
の同胞を、この援護法案から除外され
るということは、さういふところに住
んでおる人たちにとつては、非常に氣
の毒であるし、本人たちにとりまして
も非常に残念だと私は考へておる。こ

の点について、さういふ考へを持つて
おられるか、何かそれに適當な具體策
でも政府は持つておられるか、一応お
伺ひしておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 沖繩、奄美その
他の南西諸島、それから小笠原など、一
応米國の信託統治になるところでござ
います。その住民の國籍がどうなる
かといふことは、現在きまつており
ません。一応現在のところ、日本の國
籍を持つておるものと考へていいのじ
やなからうかと思ひます。將來、こ
れがどうなるかといふことは、今後の折
衝にまつたものじやなからうかと思
ひます。われ／＼といひましては、こ
れが日本の國籍にいつまでもあるとい
うことを期待いたしております。さう
いふふうになりますならば、この法律
そのものが事実上施行できない、つま
りこの法律による権利はありながら、
受けることができないおるといふやう
な状態が続くのではないかと思ひます。
ありますが、それに対して今後どうい
う処置をとるかといふことは、日本と
いたしまして、いろ／＼考へなければ
ならぬ問題じやないかと思ひます。た
だ、さしあつたりの問題といたしまして
は、この法律が、向うに事実上施行で
きないといふ状態に置かれるわけでご
ざいます。従ひまして、日本の國籍を
失つたといふことには、必ずしもただ
ちにならないのでありまして、この法
律でもつて権利を失つたものにすぎ
ないといふ言ひをいたしては、さうい
ふ趣旨をもちまして、今後われわれ
これによりましては、できる限り
するやうにいたしたい、かように考
へております。

○青野委員 私は外務委員会に二べん
出ましたときに、この問題について、
日本の産業の上から質問したことが
ございませう。聞くところによりませ
う、例をまた奄美大島にとるやうで
ありますが、南北直線にして三十里
一相当の島で
あります。年間三千万斤の黒砂糖、大
島つむぎ、鉄道路路に必要な木等
がでる。それを二百海里隔つたこ
ろ、全速力で船を飛ばして十二時間
かかる鹿児島に持つて行かなければ、
生活必需品とこれをかへることができ
ない。信託統治になつて、アメリカの
が生活に必要な物資を支給してくれ
れば、さういふものを持たないこの奄
美大島の諸君は、在島民が二十三万、
日本本土に比べておる奄美大島出身
が十八万人、合計四十一万人といふ
数字が出ております。これは鹿児島と
大きく申しますと貿易、いろ／＼な
物々交換によつて生活して来た人々
であります。最近調べたところによ
りまして、製鉄事業に必要なマンガン
鉱石は、非常に高い金でインドから買
つておるのを、北九州の八幡製鉄の
調査した結果は、全島マンガン鉱石
をまづつておるといふことである。真
鍬のほどもよくわかりませんが、さう
いふ報告がもたらされておる。そこで、
信託統治になつておるものが、日本の
製鉄産業に必要なマンガン鉱石をば、
適當なる方法で日米間の協定によつ
て、これは日本の製鉄産業に必要な原
料だけにとつていいことに認めてもら
いたい、さういふ交渉が最近行われ
ておると私は推定いたします。さうい
はしますと、これは日本の政府が、わ

とこれらの小笠原、沖繩、奄美大島の諸君を日本人から除外をする、ニューギニア、フィリピン、婆羅洲あたりと安全保障条約や相互援助条約を求め、日本の軍国主義を監視する目的で、一種の軍事基地をつくるために信託統治にされたといふことは、これは世界の常識になつてゐる。そういう約束をしなれば、ニューギニアと婆羅洲とフィリピンはサンフランシスコに出て来そうもない。アメリカの一方的考へ方のもとに、これらの日本の諸島は遂に信託統治、しかも国際情勢を考慮して無期限——無期限で信託統治になつておきますときは、一応国際情勢が緩和して、日本に復讐が許されるまで、せんに詰めてみますと、一時金も年金も、結局空白時代が何年か起る。まご／＼すると五年も六年も続く。同じ日本人で戦争に大きな犠牲を払つた日本人が、遂にアメリカの都合で日本の国籍を除外せられて、ままたげいせられるといふことは、われ／＼にとつて忍ぶことができないことなんだ。この点について、おそらく日本の国籍はまだ離れておらないと、長官は御答弁になりましたが、今のままで行けば、いやでもおもうでもわかれるのです。ポツダム宣言では、日本復讐を正しい輿論と方法によつて表明すれば認めると、承知している。そういうことを書いておきながら、去年の八月ごろ、奄美大島あたりは、男女を問わず老幼を問わずハンガー・ストライキをやつて日本復讐を喚び出したが、遂にいられなかつた。二十三人、日本本土に来ておるのが十八万人——そうすると、私のお尋ねしたいのは、十八万人の諸君が奄美大島に本籍を持つておるときに

は、日本に居住しておつても、それらの諸君は年金も、あるいは障害年金も、あるいは一時金ももらえないのである。向うから、そういうことが議會を通過して一応決定して、条約も発効した後に、二十三人の島民が統々と日本本土に移転して来たときには、それは当然日本の国籍に入るのかどうか、こういう点をほつきりしておいてもらわないと——これは千島や樺太の問題、あるいは朝鮮の諸君との問題と関連をしますが、非常に大きな問題が出て来るわけである。この点について、やはり立案した当局としては、相当の具体的なお持ちになつてゐると思ひますが、ひとつ詳細にお伺ひしておきたい。

○本村(忠)政府委員 われ／＼といったしまして、奄美大島、沖繩等の方々、日本国籍を失わないことを希望していることも存しておられますし、また本籍をすつと續けていただきたいと思つておられますし、さらにまた今後でできるだけ早い機会に、これが美談に日本の中に入ることを期待いたしてゐるのでございます。従ひまして、日本の国籍を今ただちに離脱するといふことにならうとは思ひませんし、今後ともならないうちにいたして参りたいといふように考へておられます。従ひまして、先ほど御質問のありましたこちらにおきまして、この向うの在籍の方でございますが、これにつきましては、われ／＼といったしましては、一応この法律でもつて援護ができるものと考へておられますし、その手続等につきまして、ちようどそれに当りますところのいろいろな機構の問題等もございしますので、これらについて十分考へまして、その手続等

につきましたは遺漏のないようにいたしたい、かように考へております。○青野委員 それを私今お尋ねしました、もう一つの逆の方をお尋ねしておきますが、この法律案が、衆参兩院を通過して発効せられますと、いろいろな関係で、鹿兒島を通じてある程度の交通は、アメリカもおそらく認めると思ひます。認めなければ、島民の生活はできない。そうすると、行つたり来たりするうちに、遂に日本に国籍を移したために、この島民の諸君のある部分は、やはり日本に移つて来て住む。そのときその国籍を日本に移すことを認めるか。こつちにいる者はいいが、向うから入つて来る者をどうするかといふことになる、これは北朝鮮、韓国の独立した国と違ひまして、何も小笠原諸島、奄美大島その他は、独立したのではなく、外国の必要上、一時日本から向うさんが預かる。そこで、その点についてはほつきりしないと、また縁故をたより、やはり親子がわかれ、日本に来てゐる者は日本人だが、お父さんや兄弟は小笠原あるいは沖繩、あるいは奄美大島で生業を営んで、わかれてゐる。そちらは日本人でなく、日本にいる者は日本人だ。そうすると、家庭的ないろいろな悲劇も生れて来る。二年や三年では、ちよつと日本に復讐することは、今の国際情勢からいつてみても、むづかしいやないか。そこいろいろ／＼な問題が起つて来ると思ひます。それで、今そういう信託統治になつたところに生活してゐる日本人の諸君が、自分の希望で日本本土に來ましたときは、ほつきりそれが日本人の国籍に入るのかどうか、これをひとつ承りたい。

○本村(忠)政府委員 その問題につきましては、それ／＼の關係の法律のところで開き願ひたいと思ひます。私、その方の所管でございませんから、そういう点につきまして、御答弁いたすことはできないのであります。こちらといたしましては、日本の国籍は、一応なくなつた場合にと考へてゐる。もしなくなつた場合にと考へてゐる。当然これはほつきりするのであります。これらにつきましては、私がどういたしまして、事務的に何ともなるものではございませぬ。事務当局に御質問になるのでありますから、われわれとしては、それ以上のお答えはできないのであります。○青野委員 これは、そうおつしやればそれまでですが、大体この法律案といふものを、責任を持つてわれ／＼の方に提案せられた人たちが、その責任者の諸君が、ほつきりこの条文の中に、日本の国籍を失つた者には遺族年金、一時金等をやらないと規定しておる以上は、そこに日本人か日本人でないかという區別は、具体的にはほつきりとお考えになつておるはずである。そうすると、日本におる者は、奄美大島、小笠原諸島の諸君でも、さしつかえないが、向うから入つて来る者は認めないとか認めるとかといふ考へ方が、この法文をつくるときに、すでに出て来ていなければならぬ。それは司法關係の事務とか、特別な法律家に聞くまでもありません、長官としての責任者として、それぐらいの答弁の御用意があるはずなんです。これは重大な問題になつて来ると思う。どうしても御答弁ができなければ、できないで、私はそれを承知しておきます。

○本村(忠)政府委員 国籍法の關係が、双方の間にどうなるかといふことが未確定な現在の状態で、これに對してお答えはできません。

○青野委員 私は、明日障害年金のことについて質問をしたいことを、保留します。先の方でございしますので、保留させていただきたいと思ひます。これは本村長官と私の意見の相違になるかも知れませぬけれども、相当可能性があると思ひます。仮定かも知れませぬが、私は仮定ではない、早晩一箇月を出して、これが現実の問題となつて出て来ると思ひますので、特に御考慮をお願いしたいと思います。この信託統治になつておられますところ、に居住しておられる方々、戦傷病者職業者遺族等がこの援護法を、もつて日本の国籍を失つたために、この保護立法から除外せられるようなときが來れば、国会でも相当大きな問題になる。人道上からいつてみても、國民感情からいつてみても、これを切り離されることは非常に困る。将来の問題を考慮しても、總司令部といふことよりも、むしろアメリカ當局を相手にして、戦傷病者職業者遺族等援護法に關する特別の日米協定を結んで、日本の国内におる援護者と同じ援護の手を差延べて行く。工業の原料、交通等あるいは文書、そういうものは、ある程度認められるという自信は持つておるとはありませぬ。日本の政府が強く向うさんと交渉するなり、それができなければ、一応これで切つて、この次にはこの援護に關することだけで日米協

定を結んで、米国軍に一応援護費をやる、とにかく一時金を預けて、向うの手でもまかないをしてもらおうという事は、私はできないことではないと思う。そういう方法でもとるようにお考えになつていただければ、この法律案にそういうことを挿入してもらいたい。それを挿入することができないければ、やがて八月ごろと想定いたされます補正予算のための臨時国会のときには、この法律案に対しては、やはりそのときの情勢によつて、相当改正をしなければならぬ問題が出て来ると思います。その点について最後にお尋ねをしておきまして、私の質問を終らせていただきます。

○木村(忠)政府委員 すべて仮定の上立つての御質問のようでございますが、私どももその辺がはつきりわからないのでありますが、われ／＼事務当局がお答えいたしますと、事務当局では、政治的な問題につきましては、答弁は、ちよつとできかねるわけであります。従いまして、事務局としての範囲でお答えする以外には、お答えのいたしようがないのであります。今お話をいたしましたような問題につきましては、もちろん、われ／＼といたしまして、そういうふうになりますことを希望いたしております。従いまして、そういうふうな事態が出て来ました場合におきましては、そういうことになりますように努力はいたすつもりでございます。

○青柳委員長代理 それでは委員外の発言を許可いたします。奥村又十郎君。

○奥村又十郎君 先ほど私御質問して参つたのでありますが、どう考えても納得のできない重大な一点だけ、重ねてお尋ね申し上げます。太平洋戦争以前前の上海事変、日華事変の死没者十九万人に對して、遺族一時金を交付したという事は、政府の予算のわくで縛られておるからと、こういう御答弁であります。予算のわく八百八十億というものは、どういふわけであらうわくをつくつたか。つまり、頭から太平洋戦争以前の死没者に一時金を支払わなければならないこと八百八十億というものができておるから、しかたなしに太平洋戦争で打切つて、それ以前のもは払われないとしておるのか、そこはどちらが原因であるのか。その御答弁によつて、国会で修正する態度に非常に影響があると思ふので、その点を特に重ねてお尋ねします。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、予算を立てるときに立て方と、それからあとで法案を立てますときまでの間にいろいろの変化がございます。最初予算を立てたとき、計算の基礎というもののから、八百八十億という公債の発行額がきまつたわけであります。そうしてその範囲内でもつて措置をするようにということでもつて、いろいろの措置が考えられて来ておるのです。それにきまつて、その八百八十億の公債がふやされ得るものであるか、あるいはふやせないものであるかというところにつきましては、われ／＼といたしましては、一応ふやされたいものという前提でもつて、この作業をいたして来ております。この八百八十億の公債は、これに伴います歳出といたしまして、利子が予算の中に組んであるものでありま

す。その予算の範囲内でもつて制限されておりますので、その範囲内でもつてできますことならば、これはできるものでございますが、その範囲を越えますものにつきましては、一応現在のところでは、この法案を立てたときまでの間は、それができなかったわけであります。それで、今後どうなりましかつたかということにつきましては、予算も国会に付議されて議決になりましたことでありますから、また法案につきましては、これは御審議中のことでありますから、われ／＼といたしましては、それでもつて制限されておつたということをおし上げます。

それから、なおそれだけでは足りないでありまして、そういう場合にどこで線を引くか、その場所でありますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、そこで引く方がいいのじやなからうか、こういうふうにかへたわけであります。

○奥村又十郎君 どうも頭から予算に縛られて、その予算のわく内で、厚生省の方であつたところを、つづけておる、言ひ訳をしておるという感じがしてならぬのであります。これに、大蔵大臣なりその他の方の御答弁を要求したいと思ふのです。

○青柳委員長代理 それでは次に第三章不服の申立、第四十条、第四十一条、第四十二条を議題に上めます。

○岡(眞)委員 木村さんにお尋ねしたいのですが、実は先ほど委員長の御質問に對して、一時金の支給について、記名公債で、その名前をちゃんと言ひ渡すから、問題は無いというの

ですが、だれの名前を言ふかということに、問題が起る得ると思ふのです。そこで、その場合、不服の申立てをし、裁定を得るための手続については、この第三章では、一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立てをすることができ。そこで厚生大臣は、この不服の申立を受けたとき、裁決をし、これを通知する。「裁決を行うにあつては、援護審査会の意見をきかなければならない。」こういう取扱になつておる。そこで、もしそういう場合、その厚生大臣の裁決に對してさらに異議があるという場合、あるいはさらに不服であるということがあり得ると思ふのですが、そういう場合は、どういふふうな取扱になりますか。

○木村(忠)政府委員 これは裁判所に訴出ができることになつております。

○岡(眞)委員 問題は、その裁判所へ訴出するといふことが、非常に遺族の家庭としてはめんどうであり、お金のかかることでもあり、そこでせつかくの援護なり処遇なりが、公平に適切に行き渡らないらうを、残しはしないか、こう思ふのです。たとへば、そういう裁判所に弁護士を頼んで厚生大臣の裁決についてさらに不服の申立てをする場合に、何かもつと簡易な方法で、しかも法によつて権威づけられた裁判を手えらるる道はないか。たとえば、家事審判法による家庭裁判所等について、御研究になつたと思ふのですが、ああいう機関を活用して、そこで合意というか、示談と申しましたようか、実際に即した解決をさせる。これは書面ですから、書面ではなかな

かたいへんなことなんです。やはり現地に叫んで聞くなり、証人を呼ぶなりという形で、家庭裁判所が離婚訴訟等を取扱つておるような行き方で裁決をするというのを、はつきりうたつておいた方がいいと思ふのですが、どうでしようか。

○木村(忠)政府委員 「書面」と申しますのは、御承知の通りに、書面でもつて出させるということでございます。従いまして、これにつきましては必要がございませうならば、実際に参りまして調査もしなければならぬじやないかと思ひます。これは不服の申立てを書面ですることができるといふことになつておるわけでありまして、それだけでもつて、非常に形式的にやるという趣旨でないことは、申すまでもないことではあります。ただ、これをやりました上で、さらにもう一つ適當な機関をつくるかどうかといふことであります。これが、これにつきましては、それだけ機能をつくるのはいかゞかといふ点につきまして、相当問題があるわけでありまして、むしろ裁判上の請求をいたしますのが普通でございますけれども、その前に一応再審をするという制度を設けたらといふことで、この法ではそういうふうなことをしております。

な、先ほど申し上げましたらうべきものの範囲は、法律でもつてはつきりいたしておるわけでありまして、この点につきましては事実の認定、つまりはかに遺族がおる時に、どういふ順位かといふことにつきましては、遺族の身分を明らかにするものさへございませう。問題は、一応明らかにすることであります。問題になりますのは、むしろ公務による死亡であるかどうかといふような点であります。あとは遺族であ

りという形で、家庭裁判所が離婚訴訟等を取扱つておるような行き方で裁決をするというのを、はつきりうたつておいた方がいいと思ふのですが、どうでしようか。

るかどうかという点につきましては、内縁関係を除きましては、一応身分上のはつきりいたします証明になるものがございまして、一番最近のものをとりますれば、これではつきりいたすのであります。従いまして、これにつきましては、御心配になるようなことは、特に故意でもって厚生大臣がいかにげんなことをするということがない限りは、その点は御心配はないんじやなかろうかと、一応考えております。

○岡(農)委員 それに問題は、やはり内縁関係の問題が、まず一番出て来ると思うのですが、事実婚を認めるというにしても、はたして事実婚であつたかどうかという点については、その正否を否定する場合にはやはり受給権を主張するのは親の側なんです。そこにやはり問題は起つて来ると思うのです。それからまた、本人の意思に反して、やはり受給権の優先順位が、何らかの形で故意に下げられるということも、妻の場合あり得るんじやないかと思うのです。たとえ、ここでは「援護審査会の意見をきかなければならない」となつておつて、おそらく援護審査会等については、政令で定めらるることになると思いますが、家事審判法によれば、家庭裁判所は、いろいろ審判すべき事項を書いてありまして、そのほかに第九条には、はつきりとした法律によつて定められたものについての審判を行う権限を有するということが書いてあるのではありません。そこで援護審査会よりも、援護審査会もつけようですが、何かあれを利用して、家庭裁判所というふうな司法機関を——司法の実情については、ある程度までの証言等を立証し得るよう機関

に意見を聞くというふうな取扱いにした方がいんじやないかと思うのです。が、どういふものでしょうか。

○木村(忠)政府委員 これにつきましても、いろいろ御意見もあると思うのであります。援護審査会の意見をきかなければならない」といふことには、おなじみの、恩給の裁定の場合と同じように、公務死亡であるかどうかという認定が、非常にむずかしい問題でございまして、これらの点につきましても認定をするために、この意見を聞くにいたしましたおわけでありまして、先ほど申しましたように、恩給の審査会と同じような構成でもつて行きたい、かように考えておるわけでありまして、身分関係の問題につきましても、身分関係を擬装すると申しまゝか擬制いたしましたして、いろいろ問題が起るような場合におきましては、当然その問題をまず解決いたしませんと、何とも処理できないのであります。これらにつきましても、当然家事問題でございまして、そちらの方でお扱いになるものであらうという考えでございまして。

○岡(農)委員 政令への委任ということと、裁判に關する手続その他必要なことを政令に委任されておりますが、何と申しましても、一時金はやはり財産権ですから、その発生、その移転、その失権、消失等について、やはりはつきりとした法律の根拠のある機関が裁定をするという道については、十分御考慮を願いたいと思ひます。

○青柳委員長代理 それでは、第三章につきましても、他に御質問もないようでありますから、次に移ります。第

四章雜則、第四十三條ないし五十一條を議題に供します。御質問がありませんか。

○丸山委員 これは先ほども一度お尋ねしたことに關連しておりますが、四十六條に「権利は、譲渡し、又は担保に供することができない」といふことになつておるのではありませんか。これは、国民金融公庫という公の機関がこれを担保にとることも、自然禁ぜられるわけになるものと思ふのであります。が、国民金融公庫という公の機関で金融の道が譲渡される場合には、この条文はどういふ形でお取扱ひになるおつもりでありますか。

○木村(忠)政府委員 ここにございまして「贈與年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利」と申しますのは、そういうものを一般的に受ける権利でございまして、受けたあとの公債等の担保の場合ではないのでございまして、これは別になります。

○丸山委員 そうしますと、今度逆に、その公債を担保にとる懸念業者等は、これをむやみに安く担保にとつて買ひ取つてしまふというやうなことが起るかもしれないと思ふのですが、それに対する何らかの御措置は、お考えになつていないのですか。

○木村(忠)政府委員 これにつきましても、第三十七條第四項に「政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない」とありまして、その政令でもつて、そういうことができないように規定いたすつもりであります。

○丸山委員 次に四十八條であります。四十八條では、これ／＼のものに對しては所得税を課さないということ

に相なつております。そこで、遺族一時金の公債を受けておる者が死亡して相続人がこれを相続する場合があると思ふのですが、その場合の相続税につきましても、何らかの考慮はないのでございまして、一応相続税は課せられないといふように、大蔵省の主税局の方では申しております。ただ、どういふ根拠でありますか、今こゝではつきりわかりませんが、そういうことを主税局の方から言つて来ておりますので、その点については調査いたします。

○丸山委員 当該国債の譲渡による所得について所得税を課さないという点から、相続税を課さないのは当然であらうと私は考えております。そういうふうな国税庁でお取扱ひになるということであるならば、けつこうであります。が、わかりましたら、その根拠をお示し願ひたい。法できめてないことをやるということは、何らかの理由があると思ひますから、それを伺いたい。それから所得税を課するといふことは、所得税法によつて税を納めなければならぬ義務が国民にある。憲法の三十條には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」といふことが明瞭に規定してある。その「法の定めるところ」といふのは所得税法である。従つてその所得税法に従つて所得税を納める義務があるのですが、その義務を除外して、四十八條で「課さない」と規定してあります。そうしましたら、先ほど申しました問題はなつておつた生活保護といふものは、所得のあつた場合において、それを差引くのが原則になつてお

りましても、憲法に規定してあるがどうしようが、ここに除外規定を設けて、生活保護の場合には、所得とみなさないといふことが、理論的に對立して成り立ち得ると思ふが、それに對して、どうして所得税だけの除外規定を設けて、生活保護の除外規定を入れなかつたのか、これを承りたい。

○木村(忠)政府委員 生活保護法に書いてあります通りに、あらゆる収入の手段を講じた最後の処置として生活保護法があるといふことが、生活保護法の精神でございまして、それがなくなりましたら生活保護法は成り立ち得ない生活保障のための最後の手段であるといふところが、生活保護法の精神でございまして、その点がくずれるといふことは、生活保護法の精神がなくなるわけでありまして、所得税を課する、課さないといふことは、全然別のことでございまして。

○丸山委員 どうも私は納付行かない。所得税法によつて所得税を課するといふことは、最後の線なんだ。その最後の線がここに除外せられると、所得税法はこの規定によつて体をなさぬといふことになる。今の御説明のように、生活保護法の形がくずれるといふことであれば、所得税法がくずれて来る同一の理由がここに成り立つと思ふ。どうも納得行きませんが、これは議論でありますから、これ以上は申し上げませんが、私はそう信じております。

これで質問を終ります。

○岡(農)委員 ちよつと関連してお尋ねしたい。担保に供することができないという御説明が、はつきりわかりかねたので、もう一度御説明願ひたいと

思います、金融公庫との関連において。

○木村(忠)政府委員 第四十六条にある「担保に供すること」が「できない」というのは、これから障害年金、遺族年金または遺族一時金を受けようとする権利であります。一般的な申しすか、抽象的な申しすか、そういうものを受ける権利であります。従いまして、その権利が確定したとされまして、実際に現金なり物件なりが手に入つた、それを請求して受取る権利であります。

○岡(良)委員 そうしますと、国民金融公庫がこの交付公債を担保のような形に取扱い得ると言われますけれども、問題はそこにあると思うのです。その公債を預かつて、ある程度の金融に充てて金を貸し出した。ところが、約束通り二十箇月なら二十箇月の月賦償還をしないので、この交付公債が金融公庫の手持ちになつたという場合、この公債から生ずるいろいろな物件が、金融公庫の方に移転しなければならぬことになる。そうすると、完全に担保としての物件が移転して来ることになる。そこで、たとえば日本銀行が買い上げるとか何とかいう措置がないと、金融公庫も、これを担保物件として活用しないではないかと思うのですが、そういう点について何かお考えがありますか。

○木村(忠)政府委員 一時金を受取るまでの請求して、きまりまして、受取るまでの権利でございます。従いまして、受取つて公債が本人の手に入りましたならば、そのものにつきましては、第四十六条の規定につきまして、

もう担保に供したりするような権利は全然存在しなくなつて来る。従いまして、その担保にとりまして国債そのものにつきましての制限につきましては、第三十七條第四項に規定をいたしてをりますので、全然別に国債そのものの取扱いについての規定をいたしてをります。

○岡(良)委員 そうすると、担保権の設定が、国民金融公庫に対してはできないのですか。

○木村(忠)政府委員 「政令で定める場合を除く外」と書いてあります。この政令の書き方によつてきまつて来ると思ひます。

○岡(良)委員 それでは、政令で、国民金融公庫に担保にできるといふことを、はつきり書いてもらえますか。

○木村(忠)政府委員 私どももいたしましては、そういうふうにいいたしたいと思ひまして、その方面に連絡中でございます。

○岡(良)委員 ぜひ御努力をお願いいたします。

○青柳委員 議事進行について……。

明日、厚生委員会があると思ひますが、明日はひとつ渉外の岡崎國務大臣とそれから、できれば大蔵大臣、厚生大臣に、ぜひ御出席をお願います。御質問いたしまして、納得の行かない箇所が相当ございまして、本会議の討論その他の関係で、ぜひ承つておきたいこともあります。質疑をここでこの人数で打切るといふわけにも行きますまいから、一応きょうはこの程度で質疑を打切つていただいて——やりまして、また明日やれば同じことですから、今のところ、ひとつきょうは散会していただくというところをお願いいたします。

します。

○青柳委員長代理 答えいたします。明日の大臣などの出席につきましては、承知いたしました。

ただ、残つておりますのは、附則だけでございます。私の考えをもつてしますれば、これは大した問題もなし、今まで委員会でも御議論もあまりなかつた部分であります。簡単に済むと思ひますので、これだけを済ませて、本日散会いたしたいと思ひます。

それでは第四章の雜則を済ませまして、次に附則全部を議題に上せます。御質問ございませうか。

○丸山委員 四十二ページに出ております所得税法の第十五条の三の、四千円の下に当該老年者が云々という箇条であります。これはこの前お伺ひしてあつたかもしませんが、所得税法における当該老年者とは、六十五才以上を示す。この法律では六十才以上と書いております。この間に五才の食い違ひが出ています。この辺の調整は、どういふふうになさるつもりでございませうか。

○木村(忠)政府委員 所得税法におきましては、老年者というものを、とまかく六十五才にきめておりまして、これにつきまして、この法律の措置はとれませんけれども、所得税法の中で、これをもう一つ別のような線で、六十五才と六十才二つくるというところは、どうも私どもとしてできにくい所得税法といたしましては、老年者を六十五才と認めていられるところから、こういうことに相なつていられるのでございませう。

○丸山委員 こういうことになつていことは、その通りでわかつてい

その食い違ひをどういふふうにご御処理なさるか。この法律では六十才以上となつていのですが、その六十才から六十五才までの者が、この控除を受けられぬことになるのです。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、所得税法におきましては、所得税法の体系をとつていられるのでございまして、年金を給するとか給しないかという点についての問題になつて来るわけでありませう。従いまして、その間において食い違ひがございまして、そのために支障を生ずることにはないののでございませう。片方におきまして年齢を六十五才とし、片方の法律で六十五才とするといふことは、往々にしてあり得るわけでございます。これにつきましても、どういふことでわけたかというところは、所得税全体がどういふふうにしていられること以外には、理由がないのであります。

○丸山委員 そうしますと、こういうふうにご御説明してよろしうございませうか。この法律がそのまま通過した場合に六十才以上になれば遺族年金はもらへる。しかし、それは所得税法の恩典には浴することはできない。六十五才を越えた場合に、初めて所得税法の恩典を受ける、こういうことになるのですか。

○木村(忠)政府委員 所得税法の免税の方を受ける場合につきましては、その通りでございませう。遺族年金そのものは、六十才になれば出るようになります。

○青柳委員長代理 他に御質疑もないようでございますので、本日はこの程度で散会いたします。

明日は午前十時から会議を開きます。午後五時十七分散会。

昭和二十七年四月十二日印刷

昭和二十七年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所